

【 1 】

氏名	西村元佑 にしむらげんゆう
学位の種類	文学博士
学位記番号	論文博第2号
学位授与の日付	昭和38年9月17日
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当
学位論文題目	中國均田制度の研究

論文調査委員 (主査) 教授 宮崎市定 教授 田村實造 教授 佐伯 富

論文内容の要旨

本論文は三編より成り、第一編に北朝の均田制度とその税法、第二編に唐代の均田制度とその税法、第三編に唐代の徭役制度を論述している。

第一編“北朝の均田制度とその税法”は二章に分れ、第一章は“北魏均田法の成立とその内容”と題し、均田制の成立に至る背景と、同法のもつ特色を究明しようとする。著者によれば北魏の均田制は異なりたる二種の土地制度を結合したものであり、一つは五胡政権下の土地法を受け、主として建国の初期に行なわれたものであり、政府は頻りに征服地の住民を強制移住せしめ、これに計口受田して食糧増産に寄与せしめんとしたので、これが均田法中の露田授与につながり、他方中国内地の狭郷においては晋の土地法に倣い、人民に土地所有権を認めて郷土に安堵させ、郷村社会を把握せんと努めたが、これが均田法中の桑田授与につながるものとの新解釈を述べる。この見解に立って北魏均田法の逐条について説明を加え、また均田法と三長制との関係、北魏桑田授与の精神は唐代均田の永業田規定に発展することなどを論述する。

第二章“西魏計帳戸籍における課と税の意義”は、西魏の計帳とみなされるスタイン文書を検討し、文書中に記載されている劉文成の戸が全員不課口なるにかかわらず、全体として課戸とされている疑問に答えようとし、まず課なる語が如何なる意味に用いられたかを前代の記録に徴し、それが個人の労働力に從って負担せしめられる租・調をさすものに外ならぬと帰結し、劉文成は本来、雑任役に就くべき身分なるによって不課口であったが、実際に就役しなかったので租・調を納めざるを得なくなり課戸と定められたと説く。しかして課の負担なき老小も税の負担を免れることなく、これは所有地・財産の多少に從うものであるとする。

第二編“唐の均田制度とその税法”は二章に分たれ、第一章“唐代均田制度の基本問題”は、その副題が示すように、大谷探險隊将来の唐代高昌県内から出土した欠田文書に対する研究である。この地方における唐代均田法の実際は、丁男の受田額を十畝と定め、この基準に充たない分を調査して作成したのがいわゆる欠田文書であり、次に受田者が死亡等によりその田を返還したものを集計して退田文書を造り、両

者を睨みあわせて欠田者に逐次土地を分配したのが給田文書であって、まず前二者が郷ごとにまとめられて県に送られ、県令が裁定して給田を実施するまでの手続きを明らかにせんとする。

第二編第二章“唐代均田民の負担体系における課と税の意義”は、第一編第二章に接続するもので、北朝における課と税との区別は唐代にも継承されたことを明らかにし、課なる語は雑徭を意味することなく、時には課調・課役と同義語であって、租庸調の主要部分をさすに外ならぬと断定する。かかる用法から官吏の俸給を意味する課料、官課なる語も生じ、ひいては官業収入を課利と称するに至る。他方、所有地の面積に応じて徴収される税の負担があったが、やがて人丁を対象とする課額が、戸産対象の税の中に攤入され、税本位の新体制に切りかえられたのが兩税法に外ならぬと説く。

第三編“唐代均田制時代の徭役制度”は、唐代敦煌県の差科簿と見られるペリオ文書に関する考証である。まず本文書の成立年代を天宝六載ないし十載（747—751年）と考定し、次にその全文を掲げ、差科なる意味を究明して、均田制時代には徭役に外ならぬことを明らかにし、文書中に現われる官名・職掌名・役名の内容を考証し、勲官・品子・白丁の身分と戸等との関係を考え、差科簿としては外に敦煌県大暦年間のもの、および吐魯番地方のものが存在することを指摘し、唐代州県官は徭役徴発の必要より、戸籍・田籍とは別に、かかる徭役該当者たる丁男の名簿を作成する必要があったことを結論とする。

論文審査の結果の要旨

北朝隋唐における均田制に関しては、従来も夥しい数に上る研究が発表されてきたが、伝統的な史書による研究はほぼ限界に達した観がある。而して今世紀に始まる西域探険は沙漠中に埋れて保存された文書、あるいは敦煌石室中の唐代文書などを世に出し、均田制研究も当時の根本史料について再検討すべき機運に際会した。著者はよくこれらの史料に綿密な考証を加え、ことに大谷探険隊の将来した吐魯番出土文書を苦心整理し、いわゆる欠田文書を中心として考察を加え、スタイン文書、ペリオ文書をも参照して、均田制の実施に関する新見解に到達した。北魏均田制に二つの法原あることを論じ、唐代高昌県における特殊な給田規定あることを説き、北朝唐代における課と税との区別を明らかにし、唐代差科の内容を詳細に考証したとき、いずれも前人未踏の境地に達したといえることができる。もちろん均田制のような大問題は、これですべてが解明されたわけではなく、一つの疑問が氷積すれば次に新たな疑問が生じてくることを免れないが、本研究は前人の誤謬を正すこと少なからず、均田制の実態に向つて著しく接近を示したものとして推奨すべきである。よって本論文は文学博士の学位論文として価値あるものと認める。